

神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる在宅の障害者、障害児及び難病患者等（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業（以下「本事業」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者
- (2) 障害児 障害者総合支援法第4条第2項に規定する身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び精神障害のある児童
- (3) 難病患者等 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、日常生活の便宜を図るため、障害者等（18歳未満の児童にあつてはその保護者。）に対し、自立生活支援用具その他の日常生活用具（以下「用具」という。）の購入に要する費用の一部（以下「用具費」という。）を支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 本事業により用具費の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表第1「障害及び程度」及び「対象年齢」の欄並びに別表第2-1「障害及び程度」の欄に掲げる要件に該当する障害者又は障害児の保護者であつて、当該用具の購入を必要とする者
 - (2) 難病患者等で別表第4「障害及び程度」及び「対象年齢」の欄に掲げる要件に該当する者又は18歳未満の児童にあつてはその保護者であつて、当該用具の購入を必要とする者
- 2 前項の給付要件を満たす障害者等であっても、18歳以上の者にあつては、当該障害者等及び当該障害者等と同一の世帯に属する配偶者のうちいずれかの者について、用具の給付のあった日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にあつては、前年度）における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるときは、この事業による給付を受けることができない。
- 3 第1項の給付要件を満たす障害者等であっても、介護保険給付対象者である場合は、介護保険と重複する種目（腰掛便座、特殊マット、床ずれ防止用具、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、住宅改修費）に関しては、介護保険での対応可否に関わらず、この事業による給付を受けることができない。

(用具の種目等)

第4条 本事業の対象となる用具は、その使用により日常生活の便宜が図られると認められるものであって、別表第1、別表第2-1、別表第2-2及び別表第4に掲げるものとする。

2 用具の給付は1種目につき原則1個とする。ただし、別表第1、別表第2-1及び別表第4に特に定められている場合はこの限りではない。

3 用具の耐用年数は、別表第1、別表第2-1及び別表第4の「耐用年数」の欄に掲げる期間とし、用具費の支給後、当該耐用年数が経過しない期間については、その用具費の再支給は行わないものとする。ただし、やむをえない理由により用具の使用が困難となった場合において、必要があると認められるときは、この限りでない。

(支給の申請)

第5条 用具費の支給を受けようとする障害者等(18歳未満の児童にあつてはその保護者)は、日常生活用具費支給申請書(別表様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、その居住地を所管する福祉事務所に提出するものとする。

(1) 見積書

(2) カタログその他申請にかかる用具の仕様を確認することができる書類

(3) 当該障害者等及び同一の世帯に属する者の収入の状況及び世帯の状況を証明する書類(福祉事務所が行う収入状況等に係る調査について同意する場合を除く。)

(4) 難病患者等であることをもって用具等の給付を受けようとする場合、医師の意見書

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要であると認める書類

(支給の決定)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに世帯の状況、税額等を調査又は確認の上、支給の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、用具費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を行つたときは日常生活用具費支給決定通知書(別表様式第2号)により、支給しない旨の決定を行つたときは却下決定通知書(別表様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(支給券の交付)

第7条 福祉事務所長は、支給決定を行つたときは、支給決定を受けた障害者等(18歳未満の児童にあつてはその保護者。以下「支給決定障害者等」という。)に対し、日常生活用具費支給券(別表様式第4号。以下「支給券」という。)を交付しなければならない。

2 支給券には、支給対象用具名、支給額、利用者負担額、利用者負担上限月額その他必要な事項を記載するものとする。

3 支給券の有効期限は、前条第2項に規定する福祉事務所長が用具費の支給を決定した日から30日以内とする。ただし、これによりがたい理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(用具の受取り)

第8条 支給決定障害者等は、用具を取り扱う事業者(以下「取扱い事業者」という。)に支給券を引き渡し、併せて支給券に記載された利用者負担額を取扱い事業者に納付して、支給券

に記載された用具を受け取るものとする。

- 2 支給決定障害者等は、前項の規定により用具を受け取る際に、取扱い事業者に用具費の代理請求及び代理受領の委任を行わなければならない。
- 3 支給決定障害者等は、第1項により用具を受け取ったときは、支給券に用具受領年月日を記載し、併せて署名しなければならない。
- 4 別表第1の種目「視覚障害者用拡大読書器」のうち、「アプリ」もしくは「タブレット」を受け取る場合は、第2項は適用しない。

(用具費の補助)

第9条 福祉事務所長は、前条第2項の規定により、支給決定障害者等から委任を受けた取扱い事業者からの請求に基づき用具費を補助するものとする。なお、住宅改修にかかる請求の場合は、取扱い事業者は当該改修前後の写真を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 用具費の額は、別表第1、別表第2及び別表第4の「価格」の欄に掲げる価格（消費税相当額を含む。以下「基準額」という。）又は用具の購入に要した費用のいずれか低い額（以下「支給対象額」という。）の100分の90に相当する額とする。
- 3 支給決定障害者等が、同一の月に利用した支給対象額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における用具費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者の家計における影響その他の事情を斟酌して、神戸市補装具費支給要綱（平成18年9月29日保健福祉局長決定）第4条第2項各号又は第3項各号に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における用具費の額は、支給対象額から同要綱第4条第2項各号又は第3項各号に定める額を控除した額とする。この場合において、同要綱第4条中「補装具の購入または修理のあった月」とあるのは、第6条第2項に規定する福祉事務所長が用具費を支給する旨の決定を行った月と読み替えるものとする。なお、第7条第3項ただし書きに掲げる「特に必要があると認めたとき」に該当する場合の用具費の算定については、別に定める。
- 4 前2項の規定に関わらず、用具の購入に要した費用が基準額を超える場合にあっては、負担額に加えて、当該基準額を超える金額の全額を支給決定障害者等の負担とする。
- 5 別表第1の種目「視覚障害者用拡大読書器」のうち、「アプリ」もしくは「タブレット」の場合は、第1項を適用せず、支給決定障害者等に補助するものとする。

(用具の管理)

第10条 用具費の支給を受けた者は、制度の目的に反してその用具を使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(決定の取消し)

第11条 福祉事務所長は、決定について次のことが認められた場合は、支給の決定を取消すとともに、当該支給決定障害者等又は支給を行った事業者に対し、当該支給に要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により用具の支給を受けたとき
- (3) 支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) その他この要綱に定める内容に違反したとき

- 2 福祉事務所長は、支給決定障害者等が前項に基づく費用の返還をしない場合、支給決定障害者等に対し他の用具費の支給を停止することができる。
- 3 福祉事務所長は、支給を行った事業者が第1項に基づく費用の返還を求められた場合、本要綱の取扱い事業者から除外することができる。

(調査又は報告)

第12条 福祉事務所長は、本事業の執行の適正を期するため必要があるときは、支給決定障害者等又は支給を行った事業者に対して、支給の状況を調査又は報告を徴することができる。

- 2 市長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、支給決定障害者等又は支給を行った事業者に対して、報告及び関係書類の提出又は提示を求め、又は職員を持って関係者に質問させ、その他必要な調査を行うことができる。

(適切な運用)

第13条 本事業の対象となる用具の種目等の追加又は変更その他本事業の適切な運用に関する事項については、「神戸市日常生活用具費支給事業運営検討会議」において意見を聴取し、本事業の適切な運用に努めるものとする。

(その他)

第14条 申請等に必要な様式については、別表第5「日常生活用具費支給に係る帳票様式一覧表」による。

(施行の細則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市重度障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱(昭和44年10月1日民生局長決定)及び神戸市身体障害者(児)情報バリアフリー化支援事業実施要綱(平成14年1月4日保健福祉局長決定)は、廃止する。ただし、施行日前日に申請のあったものについては、これらの要綱は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 1 のうちストーマ（蓄便袋）・ストーマ（蓄尿袋）、別表第 2－1 及び別表 2－2 については平成 22 年 4 月分以降にかかる申請について適用し、平成 22 年 3 月分以前にかかる申請の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表第一のうち、情報・通信支援補助用具の点字ディスプレイとして、平成 29 年 3 月 31 日以前に、支給決定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表２－２に掲げる品目については、令和２年４月分以降にかかる申請について適用し、令和２年３月分以前にかかる申請の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

ただし、別表第２－１及び別表第４については、令和５年４月１日以降に支給決定するものについて適用し、令和５年３月３１日までに支給決定するものの取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

ただし、別表第４に掲げる対象年齢については、令和５年１０月１日以降に申請を受理するものについて適用し、令和５年９月３０日までに申請を受理するものの取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年５月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
重 複 不 可	視覚障害者用ポータブル レコーダー (録音再生機)	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	85,000	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、D A I S Y 方式に よる録音並びに当該方式により記録 された図書の再生が可能な製品で あって、視覚障害者が容易に使用し 得るもの	6 年
	視覚障害者用ポータブル レコーダー (再生専用機)			48,000	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、D A I S Y 方式に よる記録された図書の再生が可能な 製品であって、視覚障害者が容易に 使用し得るもの	
	視覚障害者用テープレ コーダー	視覚障害 2 級以上 なお、ポータブルレコー ダーの使用が困難な者を 原則とする		23,000	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上	18歳以上	14,600	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上	就学もしくは 就労してい るかまたは 就労が見 込まれる者	63,100	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	点 字 器 (標準型)	視覚障害者であって、点 字を習得している者	学齢児以上	8,700	点字を打つための用具で障害者 (児)が容易に使用し得るもの(点 筆含む)	7 年
	★ 点 字 器 (携帯用)			7,500		5 年
	★					
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯) 重度または最重度の知的 障害者	18歳以上	15,000	障害者が容易に使用し得るもの	6 年
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	9,000	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上	18歳以上	18,000	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	音声血圧計	視覚障害 2 級以上	40歳以上	15,000	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	視覚障害者用音声 I C タ グレコーダー	視覚障害 2 級以上で、必 要と認められる者	学齢児以上	39,900	視力に障害を有する者の物の識別を 容易にする製品であって、点字、凸 線等により操作ボタンが知覚でき、 かつ、I C タグその他の集積回路と アンテナを内蔵する物品の持つ識別 情報を無線により読み取り、当該識 別情報と音声データを関連付け、音 声データに変換して出力する機能を 有するもので、視覚障害者が容易に 使用し得るもの	5 年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用年数
重 複 不 可	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	226,000	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上、または下に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
				タブレット端末 50,000		4年
				アプリ 社会通念上、適当と思われる額。		
	視覚障害者用音声読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 なお、視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な者を原則とする	学齢児以上	198,000	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上、または下に置くことで、文字を音声で読み上げるもの	8年
	暗所視支援眼鏡	網膜色素変性症等の疾患により夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能であり、医師の意見書で有用性及び安全性が認められる者	12歳以上	198,000	カメラで捉えた像を目の前のディスプレイに投影できるもので、明暗、ズーム等の調整機能のあるもの	8年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	12,000	視覚障害者が、容易に使用し得るもの	10年
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上で、必要と認められる者	18歳以上	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置（音声コード読み上げ装置）	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	99,800	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
	情報・通信支援補助用具 ★	視覚障害または上肢障害 2 級以上	学齢児以上	100,000	パーソナルコンピュータ、スマートフォン及びタブレットの周辺機器、アプリケーションソフト及び受信機器 [別表 3 参照] ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から 5 年間で合計 100,000 円を上限とし、複数回申請可	5年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上	18歳以上	87,400	音等を視覚、触覚等により知覚できるもの （サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む） ※用途が異なれば、最初の支給決定日から 10 年間で合計 87,400 円を上限とし、複数回申請可	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置（火災警報機用）	聴覚障害 2 級以上	18歳以上	21,600	火災警報機の音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※火災警報機と同時購入する場合に限る。	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	20,000	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用年数
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	年齢制限なし	88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
	人工内耳体外部装置 ★	現に人工内耳を装着している聴覚障害者で、医師より医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された者	年齢制限なし	300,000 ※両耳の場合は、600,000とする	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの	5年
	人工内耳用電池 ★	現に人工内耳を装着している聴覚障害者	年齢制限なし	ボタン電池 2,500 (月額) ※両耳の場合は、5,000 (月額)とする 充電電池及び充電器 30,000 ※両耳の場合は、60,000とする	人工内耳に使用するもので、ボタン電池又は充電電池及び充電器のいずれかとする	— 3年
	腰掛便座 ●	下肢または体幹機能障害2級以上	学齢児以上	23,100	ポータブルトイレ又は補高便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの又は洋式便器の上に置いて高さを補うもの）であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
紙おむつ等との重複不可	洗浄機能付便座	上肢障害2級以上 重度または最重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	50,000	上置式（便器一体型を除く）であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴う場合の住宅改修費部分は本種目で支給しない	5年
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	33,100	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年
重 複 不 可	特殊マット（防水マット） ●	下肢または体幹機能障害2級以上 重度または最重度の知的障害児・者	3歳以上	24,600	失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	3年
	床ずれ防止用具 ●	下肢または体幹機能障害1級（褥瘡の予防が必要な者に限る）	3歳以上	102,000	エアマット（空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの）または除圧マット（ウレタンフォーム等の特殊な素材または構造により体圧分散を行うもの）で、褥瘡を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊寝台 ●	下肢または体幹機能障害2級以上 両上肢機能全廃又は両上肢を上腕の2分の1以上で欠く者で、一下肢の機能全廃又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠く者	3歳以上	154,000	使用者の頭部または脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものまたは高さ調節が可能なもの	8年
	特殊尿器 ●	下肢または体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）	学齢児以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格（円）	備 考	耐用年数	
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	3歳以上	82,400	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	
	体位変換器 ●	下肢または体幹機能障害 2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	3歳以上	15,000	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの ※用具の使用用途が異なれば、基準額内で同時に複数個申請可	5年	
重複不可	歩行補助つえ （木製） ★	下肢または体幹機能障害者	3歳以上	2,400	T字状または棒状のつえで、夜光材付は、500円（全面の場合は、1,300円）の範囲内で必要な額を加えるものとする	3年	
	歩行補助つえ （軽金属製） ★			3,200	また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、300円の範囲内で必要な額を加えるものとする		
	携帯用会話補助装置 ★	音声機能若しくは言語機能障害者または肢体障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	98,800	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	
重複不可	人工喉頭 （笛式） ★	音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出者	年齢制限なし	5,200	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 気管カニューレ付とした場合は、3,200円の範囲内で必要な額を加えるものとする	4年	
	人工喉頭 （電動式） ★			72,300	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	
	人工喉頭 （埋込式）付属品 ★ ※笛式、電動式、埋込式付属品の併給は原則不可。ただし、笛式、電動式の給付後にシャント形成を行い埋込式の人工喉頭を常時使用するようになった場合は、耐用年数内であっても、人工喉頭埋込式付属品の給付を可とする。	音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出をしており、常時人工喉頭を使用する者		5,000（月額）	人工喉頭（埋込式）（声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器）を使用する際に必要な専用の被膜材、接着剤、剥離剤等の付属品（医療保険の対象となるものを除く）	—	
	発声補助装置 ★	上記のもののうち食道発声が可能なる者		58,500	携帯用で喉仏付近等の振動または音を拾い拡声させるもの	5年	
	入浴補助用具 ●	下肢または体幹機能障害者であって入浴に介助を必要とする者	3歳以上	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から5年間で合計90,000円を上限とし、複数回申請可 ※障害児は、用具が身体に合わなくなった場合は、最初の支給決定日から5年間で合計90,000円を上限とし、同じ種類の用具の申請可	5年	

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用年数
重複不可	移動用リフト ●	下肢または体幹機能障害 2級以上	3歳以上	159,000	昇降座いす ただし住宅改修を伴うもの及び階段 昇降機能を含むものを除く。	4年
		上記のものうち機器の 設置・稼動スペースを確保できる者	3歳以上	250,000 本体のみの場合 200,000 つり具のみの場合 50,000	可動型、固定型又は据置型で、介護 者が障害者を移動させるにあたって、容易かつ安全に操作し得るもの。ただし、昇降座いす、天井走行型その他住宅改修を伴うもの及び階段昇降機を除く。	
	歩行支援用具 ●	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	60,000	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から8年間で合計60,000円を上限とし、複数回申請可	8年
	住宅改修費 ●	下肢または体幹機能障害 3級以上	年齢制限なし	200,000	以下に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (※1)改修箇所が異なれば、合計200,000円を上限とし、複数回申請可 (※2)上記(※1)の改修後なお下肢または体幹機能障害が著しく悪化し再度住宅改修が必要と認められる場合、又は転居し住所が変わった場合は、新たに合計200,000円を上限とする	—
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)により透析療法を行う者	3歳以上	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用年数
重複不可	頭部保護帽 A ★	知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者または自傷行為を行う者 平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者 精神障害者保健福祉手帳1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	年齢制限なし	A15,700	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ※頭部保護帽Bはスポンジ、革、プラスチックを主材料とし製作されているものとする ※障害児は、成長により用具が身体に合わなくなった場合は、耐用年数内での再支給可	3年
	頭部保護帽 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 ★	上記に同じ	年齢制限なし	B37,900		
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	17,000	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要が認められる者）	年齢制限なし ただし学齢児未満の場合は、医師の意見書により必要が認められる者とする	36,000 ※電気式たん吸引器との両用器については、72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
重複不可	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要が認められる者）	年齢制限なし ただし学齢児未満の場合は、医師の意見書により必要が認められる者とする	56,400 ※ネブライザーとの両用器については、72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	手動式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要が認められる者） なお、電気式たん吸引器の使用が困難な者を原則とする	年齢制限なし	3,800（月額）	障害者が容易に使用し得るもの 価格は換えゴム等の付属品を含む月額であること	—
	火災警報機	障害等級2級以上又は重度もしくは最重度の知的障害児・者 （いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	年齢制限なし	15,500 （1世帯につき2台を限度とする）	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	上記に同じ	年齢制限なし	28,700	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用年数
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害３級以上又は心臓機能障害３級以上の者、もしくは重度又は最重度の知的障害者(児)かつ肢体障害２級以上の者であって、次の何れかに該当する者 ①在宅酸素療法を行う者 ②人工呼吸器を常時必要とする者 ③医師により血中の酸素濃度を測定することが必要と認められた者	年齢制限なし	36,000	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	取尿器 ★	下肢または体幹機能障害者であって排泄障害を伴う者、ぼうこう機能障害者(尿路変更している者を除く)	年齢制限なし	8,800	採尿器、蓄尿袋(尿の逆流防止装置付きのもの)、導尿ゴム管等で構成したもの	1年
	ストーマ(蓄便袋) [代替品は別表２－１参照] ★	ぼうこう又は直腸機能障害で、ストーマ造設者蓄尿袋においては、ぼうこう障害で、高度の排尿機能障害(カテーテル常時留置、或いは自己導尿の常時施行)を伴う者	年齢制限なし	8,900 (月額)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。価格はストーマ造設箇所１か所当たりの月額であり、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品[別表２－２参照]を含む。	—
	ストーマ(蓄尿袋) [代替品は別表２－１参照] ★			11,700 (月額)	密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。価格はストーマ造設箇所１か所当たりの月額であり、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品[別表２－２参照]を含む。	

(注1)脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

(注2)「ネブライザー」及び「電気式たん吸引器」、「パルスオキシメーター」、「人工内耳体外部装置」の申請に必要な意見書は、別紙意見書に限るものではない。

(注3)タブレット端末にスマートフォンは含まれない。

★：入院及び入所の場合も支給対象となる種目

(当該種目に該当しない日常生活用具であっても、週末及び祝日等に帰宅する場合、その用具がなければ生命の維持に関わる用具(「ネブライザー」及び「電気式又は手動式たん吸引器」、「パルスオキシメーター」)については、支給対象とすることができる。)

●：介護保険対象者は対象外となる種目

別表第2-1

ス ト ー マ 用 装 具 の 代 替 品

	品 目	障害及び程度	対象年齢	価格 (円)	備 考	耐用 年数
重 複 不 可	洗腸装具 ※価格は固定用 テープ及び介護 用洗浄用品を含 む。 ★	ぼうこう又は直腸機能障害者であつて、次の何れかに該当する者 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	3歳以上	17,800		6ヶ月
	紙おむつ等（紙おむつ、紙おむつ代用品（サラシ・ガーゼ・脱脂綿、アナルプラグ、パッド・パッド付パンツ等）） ※価格は固定用テープ及び介護用洗浄用品、使い捨て汚損防止シートを含む月額とする。 ※洗浄機能付便座との重複不可	上記のもの ★ ① 下肢または体幹機能障害者であり、3歳未満に発現した非進行性脳病変による脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難であること ② 重度の知的障害者で、排尿もしくは排便の意思表示が困難であること 上記①②いずれかに該当し、かつ下記A、Bの両方を満たす者 A. 自力（自らの意思）でトイレに行き、便座※に座ることができないこと B. 介助による定時排泄をすることができないこと ※排便補助具及び洗浄機能付便座の使用を含む。ただし、原則1年間に限り、自立訓練のために排便補助具を併用する場合を除く。	3歳以上	12,000 (月額)		—

（注）脳原性運動機能障害（移動機能）の場合は、表中の下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

★：入院及び入所の場合も支給対象となる種目

別表第2-2

ストーマ（蓄便袋・蓄尿袋）と同時申請できる用品

用 品 名	
1	皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
2	皮膚保護パウダー
3	皮膚保護ウエハー
4	固定用ベルト
5	サージカルテープ
6	コンベックス・インサート（密着剤）
7	剥離剤（リムーバー）
8	皮膚皮膜剤（スキンバリア）
9	レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）
10	ナイト・ドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）
11	パウチカバー
12	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
13	消臭剤（パウチの中に入れて使用）
14	ストーマ用洗浄用品
15	洗腸装具（ストーマと併用する場合）
16	高分子凝固剤（パウチの中に入れて使用）
17	入浴用パウチ（入浴用パッド）
18	その他皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品

別表第3

周辺機器・アプリケーションソフト・受信機器例

周辺機器例	上肢障害	☐ 大型キーボード ☐ 入力装置（ボタン型・ジョイスティック型マウス）
	視覚障害	☐ 点字プリンター ☐ スキャナ ☐ 入力装置（点字入力式）
アプリケーションソフト例	上肢障害	☐ 音声入力ソフト ☐ 入力支援ソフト
	視覚障害	☐ 音訳、点訳、拡大ソフト ・視覚障害者用画面音声化ソフト(スクリーンリーダー) ・視覚障害者用ワープロソフト ・視覚障害者用WEB検索ソフト ・視覚障害者用ニュースソフト ・視覚障害者用メールソフト ・視覚障害者用図書検索管理ソフト ・視覚障害者用住所管理ソフト ・視覚障害者用OCR文字認識ソフト ・視覚障害者用拡大ソフト ☐ 音声認識型環境制御ソフト（付属機器）
受信機器例	視覚障害	☐ 地デジ対応ラジオ

別表第4

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用年数
重複不可	洗浄機能付便座	上肢機能障害のある者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	学齢児以上	50,000	上置式（便器一体型を除く）であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは住宅改修費と同時申請が認められる場合のみ可	5年
	紙おむつ等（紙おむつ、紙おむつ代用品（サラシ・ガーゼ・脱脂綿、アナルプラグ、パッド・パッド付パンツ等）） ※価格は固定用テープ及び介護用洗浄用品、使い捨て汚損防止シートを含む月額とする。	難病患者等でその疾病が起因となり下肢または体幹機能に障害があり、かつその疾病が起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難であって、下記A、Bの両方を満たし、医師の意見書により給付が必要と認められる者 A. 自力（自らの意思）でトイレに行き、便座※に座ることができないこと B. 介助による定時排泄をすることができないこと ※排便補助具及び洗浄機能付便座の使用を含む。ただし、原則1年間に限り、自立訓練のために排便補助具を併用する場合を除く。	3歳以上	12,000 (月額)		—
重複不可	特殊マット（防水マット） ●	寝たきりの状態である者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	24,600	失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	3年
	床ずれ防止用具 ●	寝たきりの状態である者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	102,000	エアマット（空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの）または除圧マット（ウレタンフォーム等の特殊な素材または構造により体圧分散を行うもの）で、褥瘡を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊寝台 ●	寝たきりの状態である者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	154,000	使用者の頭部または脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものまたは高さ調節が可能なもの	8年
	特殊尿器 ●	自力で排尿できない者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	学齢児以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	5年
	体位変換器 ●	寝たきりの状態である者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	15,000	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	入浴補助用具 ●	入浴に介助を要する者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から5年間で合計90,000円を上限とし、複数回申請可	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
重複 不可	移動用リフト ●	下肢又は体幹機能に障害のある者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	159,000	昇降座いす ただし住宅改修を伴うもの及び階段昇降機能を含むものを除く。	4年
		上記のものうち機器の設置・稼動スペースを確保できる者	3歳以上	250,000 本体のみの場合 200,000 つり具のみの場合 50,000	可動型、固定型又は据置型で、介護者が障害者を移動させるにあたって、容易かつ安全に操作し得るもの。ただし、昇降座いす、天井走行型その他住宅改修を伴うもの及び階段昇降機を除く。	
	歩行支援用具 ●	下肢が不自由な者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	3歳以上	60,000	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から8年間で合計60,000円を上限とし、複数回申請可	8年
	住宅改修費 ●	下肢又は体幹機能に障害のある者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	年齢制限なし	200,000	以下に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (※1)改修箇所が異なれば、合計200,000円を上限とし、複数回申請可 (※2)上記(※1)の改修後なお下肢または体幹機能障害が著しく悪化し再度住宅改修が必要と認められる場合、又は転居し住所が変わった場合は、新たに合計200,000円を上限とする	—
	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	年齢制限なし	36,000 ※電気式たん吸引器との両用器については、72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
重複 不可	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	年齢制限 なし	56,400 ※ネブライザーとの両用器については、72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	手動式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	年齢制限 なし	3,800 (月額)	障害者が容易に使用し得るもの 価格は換えゴム等の付属品を含む月額であること	—
	火災警報機	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって医師の意見書により給付が必要と認められる者	年齢制限 なし	15,500 (1世帯につき2台を限度とする)	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	上記に同じ	年齢制限 なし	28,700	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	Hugh-Jones(ヒュージョーンズ分類)4以上に該当する者、NYHAⅢ以上に該当する者、サチュレーションspo2が90%未満である者、または指定難病の重症度基準に該当する者※であって、次の何れかに該当することが医師の意見書で確認できた者 ①在宅酸素療法を行う者 ②人工呼吸器を常時必要とする者 ③医師により血中の酸素濃度を測定することが必要と認められた者 ※指定難病ではないが障害者総合支援法の対象疾病であり、その重症度がこれに準ずると認められる場合を含む	年齢制限 なし	36,000	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年
	暗所視支援眼鏡	網膜色素変性症等の疾患により夜盲又は視野狭窄の症状を有し、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書で有用性及び安全性が認められる者	12歳以上	198,000	カメラで捉えた像を目の前のディスプレイに投影できるもので、明暗、ズーム等の調整機能のあるもの	8年

●：介護保険対象者は対象外となる種目

別表第5「日常生活用具費支給に係る帳票様式一覧表」

様式 番号	帳 票 様 式 の 名 称
1	日常生活用具費支給申請書
2	日常生活用具費支給決定通知書
3	却下決定通知書
4	日常生活用具費支給券